

医薬品物流管理業務委託提案書作成要領

本要領は、医薬品物流管理業務委託提案書を作成するための必要な事項等を定めたものです。

提案書は、本要領及び「医薬品物流管理業務委託仕様書」に基づき、評価項目に沿った提案書を作成してください。また、提案の概要・特徴等をまとめるとともに、文章を補完するためのイラスト、イメージ図又は写真等を使用しても構わないものとします。

1 書類作成上の注意事項(共通)

- (1) 提出書類の規格はA4版とし、両面印刷とします。ただし、A3版の資料を提出しようとする場合は、折込みすることで可とします。
- (2) 企画提案書は、分かりやすく簡潔に記載してください。
- (3) パンフレット等の資料を添付する場合は必要最小限のものとしてください。

2 各様式の評価項目と内容(チェックポイント)について

書式	評価項目	内容(チェックポイント)
様式第3号の2	業務実績	他病院における医薬品調達業務の実績
		他病院における医薬品SPD業務の実績
様式第3号の3	管理業務体制と医薬品調達体制	管理責任者(従事者等)の技術力
		業務従事者の体制・配置計画
		現場の従事者だけでなく、企業全体でのバックアップ体制が備わっているか
		従事者の知識・技術ならびに人材育成を実施する体制が整っているか
様式第3号の4		医薬品の安定供給体制が整っているか
		時間外、緊急時の対応
		災害時の対応
様式第3号の5	業務実施方法の有効性	業務実施のための実施内容、準備スケジュールは無理がなく、かつ適切か
		提案内容は仕様書に示された当院の業務目的に沿っているか
		業務を効率的かつ効果的に実施する運用体制、手法を具体的に提案しているか
様式第3号の6	経営改善への貢献	契約期間中の薬品費縮減に関する提案がなされているか
		高額医薬品の在庫管理方法の見直しや廃棄医薬品の減少等コスト削減や経済効果を高めるための具体的な提案がされているか

	業務改善への 貢献	情報支援や業務改善に関する提案能力に優れているか 仕様書の要求事項以外に当院の経営に貢献する効果的かつ有効な提案がなされているか
様式第3号の 7	委託業務見積金額	委託料/月額 ※予定価格超は失格とする。
様式第3号の 8	医薬品値引率	提案値引率
		調達可能品目数
		値引率の向上を図るための取組方針の具体的かつ実現可能性のある提案がなされているか

3 各様式記載上の注意について

記載にあたっては、次の点について留意ください。

- (1) 「医薬品SPD業務実績」については、当該業務のノウハウの提供を受けることができる本社、他支店での実績の記載も可とします。
- (2) 準備スケジュールについては、貴社が提案する導入体制（従事者人数、導入機器）及び契約後SPD導入開始までのスケジュール（業務調査、職員研修等）を具体的に記載してください。
- (3) 薬品費縮減や医薬品値引率に関する提案については、医薬品リストをもとに、次の要領で提案してください。
 - ① 薬品費全体と調達可能な品目の薬品費縮減に関する考え方、方法等を記載してください。
 - ② 調達可能な品目については、医薬品リスト上の「見積価格」に金額と「調達可能品目」項目に○を記載してください。（提案書類提出時の品目数は、参加表明書提出時の品目数と同じか上回ること）
 - ③ 調達可能な品目については、様式第3号の8に当該品目の品目数と購入シェアを下記区分毎に記載し、考え方を記載してください。

(区分)

- ア 抗悪性腫瘍剤
- イ 血液製剤
- エ 新薬創出加算対象品目
- オ 麻薬、毒薬
- カ 稀少疾病医薬品
- キ その他

(購入シェアの算出方法)

購入シェア＝予定数量 × 調達可能品目薬価 / 1,365,794,251円（全品目）

- (4) 企画提案書の提案値引率は、医薬品リストをもとに作成し、7月時点の達成可能な数値を記載してください。ただし、薬価基準の改正及びその他の事由により、契約単価の変更の必要が生じた場合には、双方協議の上、決定するものとします。

※ 各年度の契約単価については、業者選定後、提案値引率を前提として双方協議のうえ決定することとします。

4 その他留意事項

- (1) 提出された書類について、追加の資料の提出を求める場合があります。
- (2) 提出された書類の内容は、今回の業者選定以外に利用することはありません。
- (3) 提出された書類は一切返却いたしません。
- (4) 書類の作成、提出に要する一切の費用は参加者の負担とします。
- (5) 書類の内容について、確認又は問い合わせを行う場合があります。
- (6) 提出された書類は、富山市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
(同条例の規定に基づいて個人情報および法人等情報など非開示とすべき箇所を除く)